



Title	ライフアイゼン貸付組合発生の経済基盤に関する一試論
Author(s)	村岡, 範男; MURAOKA, Norio
Citation	北海道大学農経論叢, 32, 105-124
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10911
Type	departmental bulletin paper
File Information	32_p105-124.pdf



ライファイゼン貸付組合発生の 経済基盤に関する一試論

村 岡 範 男

目 次

I はじめに	105
II 「農民解放」と近代化	107
1. 概 観	107
2. ライン州の「農民解放」	109
3. 農民層分解	110
4. 小商品生産者としての小農の形成	114
III ライファイゼン貸付組合の発生	115
1. 農村高利貸	115
2. 貸付組合の発生	117
3. 貸付組合の性格	121
IV ま と め	123

I は じ め に

周知のように、中世封建社会期に形成されたドイツ農業の二重構造——エルベ川以東のグーツヘルシャフト支配とエルベ川以西の小農民支配——は19世紀初頭からの「農民解放」を経ても、東部ではグーツヘルシャフトからユンカー経営への編成替があったにせよ、基本的に変わることなくドイツ資本主義に包摂されていった。¹⁾特にプロイセン王国は1814年にライン・ヴェストファーレンを併合することによって、東部の地主的大農場（ユンカー経営）を生産力的基盤とする農業地帯と西部の工業地帯（その下で小農支配の農業）

1) 東部の農場領主制についてはさしあたり藤瀬浩司「近代ドイツ農業の形成」第1部を、また西部小農地帯については松田智雄「ドイツ資本主義の基礎研究」を参照されたい。

という性格を異にする地域にまたがることになった。

わが国産業組合の創設に多大の影響を与えたとされているドイツにおける農村信用組合は、このような西部のライン州コブレンツ行政区 (Regierungsbezirk) の農村地域を嚆矢として産業資本形成期に生まれた。この信用組合は貸付組合 (Spar und Darlehnskasse Vereine) の名のもとに、F・W・ライフアイゼン指導によって、小農民を前期的高利貸資本から守るものとしてその後ライン州、ヘッセン、バーデン、ヴェストファーレン、バイエルン、南ザクセンへと幅広く浸透し、大きな効果をもたらしたと一般には言われている。しかしライフアイゼン貸付組合に関する従来の研究は、そうしたライフアイゼンの功績と救貧的でしかも慈善的な性格を単に強調したり、あるいは小商品生産者の組織する協同組合という一般論に解消されがちであった。ドイツ近代化の過程で創出されてくる農民層のうち、どのような性格をもった農民層にとって貸付組合が存在意義を有していたのか、この点についての説明は必ずしも明確にはなされなかったと思われるのである。

他方、わが国の研究においてはライフアイゼン貸付組合をユンカー地主的

- 2) 1862年にアンハウゼン、レングスドルフ、ポーフエルトの三教区、エンゲル村ヴァイト伯領区に成立。(F. Braumann, 田畑雄太郎訳「ライフアイゼン物語」313ページ参照。)
- 3) „Spar“ という名が加えられたのは組合のちに貯金を扱うようになってからのことである。
- 4) わが国の協同組合研究における代表的著作はこの点をどのように述べているであろうか。まず近藤氏は「ライフアイゼンの協同組合の基層となったのはこれら農民的土地所有者であった」と、一応指摘してはいるものの、東部と西部の地域別農業構造の違いに法意を払っていないため、ユンカー地帯内の農民的土地所有者が基層になっていたかのようにも思われる。(近藤康男、「協同組合の理論」54～55ページ)

次に美土路氏は、後進国独自の協同組合として運動的性格が弱いことを指摘され、「上から旧貴族、地主などによって慈善的につくられていった」としている。これは後進国的特徴を強調されるあまり、やはりドイツ農業の地帯別差異を軽視した結果としての結論と思われる。(美土路達雄、「働らくもの農協論」86～87ページ)

これに対して井上氏は、西部と東部の農業構造の差異を区別し、西部においては「資本主義の鋭い浸潤に基く外部からの小農の没落を食い止めると共に、この小農の内部から、そのうちの富裕なるものの農業資本家への成長。その他のものの農業プロレタリアへの分解の滑剤となるという役割を多かれ少なかれ持つ」と述べているが、指摘はそれで終わっている。(井上晴丸「日本産業組合論」55～56ページ)

性格を持ったものとする見解があるが⁵⁾この点についても検討の余地があるように思われる。

そこで本稿では後者の規定の誤りをまず明らかにするために、封建末期までさかのぼった東西ドイツ農業の構造的差異を明確にし、さらにドイツ資本主義におけるライン地方の位置を規定したうえで、産業資本形成期に創出される小商品生産者としての小農に焦点をあてたいと思う。そうして貸付組合の創設を推し進めた農民層をとらえる手がかりをうるための仮説の提示を本稿の課題としたい。

階級的に過渡的な性格を帯びている小農を構成員とする信用組合は、正にそのためにそれぞれが歴史的・具体的な性格を持っているものである。従ってその性格規定もそれぞれの小農の置かれている歴史的・具体的な状況をふまえなければならぬ⁶⁾。本稿ではその点に留意した上でライプハイゼン貸付組合のむしろ農民的性格を探り出したいと思う。それは、この問題がひとえにわが国の産業組合の性格を明らかにするためにも重要な意味を持っていると考えるからに他ならない。その場合、考察の対象を産業資本形成期のライン州に限定する。

II 「農民解放」と近代化

1. 概 観

1807年から開始されたシュタイン・ハルデンベルクの改革を起点とした「農民解放」は紆余曲折を経ながらも一応1860年代に解決をみるのであるが、これによってエルベ川以東のグーツヘルシャフトとその下での農民賦役という基本構造は、ユンカー経営とその労働力提供者としてのインステロイテとの関係に編成替されることになった。「農民解放」はドイツ近代化のためのまず第一に経なければならぬ課題だったのであるが、東部農場領主制に経済基盤をおいていたプロイセン絶対王政は農場領主制下における農業生産力の低

5) 伊東勇夫、「現代日本協同組合論」36～46ページ、渡辺基、「協同組合の基礎理論と運動論」（東北大学「農業経済研究報告」第7号、8～9ページ）参照。

6) この点については山田氏の示唆によるところが大きい。（山田定市、「商業資本と協同組合」北海道大学農経論叢第25集）

下を回避するために、そこにまず第一に地主層（グーツヘル→ユンカー）の利益を見出さねばならなかった。そのため地主層は農民解放期に農民の封建負担の償却に際して膨大な貨幣を手にいれ、さらに農民保有地の割譲によって自己の直営地を拡大した。しかもこの場合、多くの零細土地保有農民は「調整」から除外され、土地切り取り、共有地分割によってわずかの菜園地を持つにすぎない農村窮貧層に没落することとなった。こうして創出された夥しい数の農村窮貧層はユンカー経営への労働力提供者として農村に滞留し、ここにドイツ近代化過程における東部ドイツ農業の基本構造ができて上がったのである。⁷⁾

一方プロイセン王国での工業地帯、すなわちライン・ヴェストファーレン両州は古くから繊維工業を中心とした農村工業が栄えており、18世紀には工業ブルジョワジーが発生していた。⁸⁾ こうしたブルジョワジーはプロイセン政府と対立しながらも「三月革命」期にはそれと妥協し、⁹⁾ 50年代には生産財生産部門における私的株式会社の大規模な設立によって、¹⁰⁾ 両州は一大工業圏になったのである。¹¹⁾

こうしてドイツ資本主義は、ユンカーと農村窮貧層を階級的対立関係とする東部農村地帯と、工業ブルジョワジーとプロレタリアートを階級的対立関係とする西部工業地帯を包摂しながら、政治的にはプロイセン絶対王政を主導として、¹²⁾ 1870年代に産業資本の確立をみるのである。その場合、ドイツ資本主義は東部と西部の市場を統一せねばならず、東部は農業生産物を西部に販売し、西部は工業生産物を東部に販売するという交流がなされるはずであった。¹³⁾ しかし事態はそのようには進行せず、¹⁴⁾ エルベ以东の穀物はおもに穀物

-
- 7) 藤瀬、前掲書各所参照。なお東部における基本的階級として、ユンカーと半プロの零細農民の間に大農層の存在がある。
 - 8) 1871年の職業別人口統計によると、ライン、ヴェストファーレン州は東部の他の州と比較した場合、鉱山、冶金、工業人口の比率が非常に高く、逆に農業人口比率は低い。
 - 9) 川本和良「ドイツ産業資本成立史論」第1部第1章参照。
 - 10) H. Mottek, 大島隆雄訳「ドイツ産業革命」43～50ページ参照。
 - 11) この点については川本、前掲書、164～171ページ参照。
 - 12) Mottek, 前掲書、55ページ。
 - 13) この点については飯田収治他「ドイツ現代政治史」第1章、第2章を参照されたい。
 - 14) 松田智雄、「ドイツ資本主義構造論によせて」（川島、松田編「国民経済の諸類型」471～474ページ）参照。

価格の高いイングランドへ輸出されていた。従って西部の工業化にともなう農産物需要の拡大部分はこの地域の小農的な価格水準の穀物の供給によって対処され、不足部分がロシアからの輸入によって充足されるという構造をもったのである。¹⁵⁾

2. ライン州の「農民解放」

散居制が支配的であったライン地方はそれだけ封建的規制が弱く、ドイツの中ではもっとも自由化が進展していた地域であった。グルントヘルはすでに12～14世紀頃に賦役農場の自己経営をやめ、これを定期小作に出すようになっていた。¹⁶⁾ その場合小作料は漸次定額の貨幣形態に転化していった。それとともに農民保有地の分割相続が自由になり、さらに農民層分解が進行するにつれて18世紀のライン地方にはすでに多数の零細土地保有農民の生成と、¹⁷⁾ 小作制度の進展がみられた。しかし小作人は小作地の譲渡、分割が自由になって事実上の土地所有権を獲得するとともに、小作地以外の農民保有地も事実上の所有地になった。¹⁸⁾ ともあれこのような関係が古くから進行したということは封建規制が実質的に崩壊していたことの現われであり、ライン地方はドイツ（プロイセン）でもっとも進んだ農業地域でもあったと言える。

貨幣地代の進展は直接生産者による生産物の商品化を促す。封建規制の実質的崩壊と分割相続の結果として発生したライン地方の多数の農民は、農村工業地帯や都市への農産物商品供給者としての性格を帯びてくるようになる。それは市場が局地的なものに限られているため、商品生産としては未成熟であるが、18世紀末にはこうした農民の中からブルジョワジーへの上昇がみられたということである。

すでに述べたように、ライン地方では「農民解放」期以前に土地はほぼ自由地に転化し、農民も事実上の土地所有農民になっていたため、この地方における「農民解放」はエルベ川以東におけるような変革の意義はなく、「単

15) 渡辺寛、「資本主義と農業」（大内力編著「農業経済論」171ページ）参照。

16) 川本、前掲書、15ページ参照。

17) 18世紀末までの小作制度とは、グルントヘルが定期小作に出したものと、これにともなって他の自由所有地やさまざまな采邑地も定期小作に出された結果、資力のある市民や貴族、宗教団体等が小作地を借りうけてさらにそれを小作に出す又貸関係とを指す。（詳細は川本、前掲書、399ページ参照。）

18) 川本、前掲書、400ページ参照。

に事実上すでに以前に達せられた状態の法的認可¹⁹⁾にすぎなかった。しかし十分の一税の現物形態から貨幣形態への転化や、20世紀の初頭まで行なわれた残存封建貢租の償却等は貨幣経済の浸透を促進し、農民の現金支出の機会が急激に多くなったのである。

ここに当時の農村において貨幣不足が深刻化した要因がある。²⁰⁾しかも今まで何らかの形で共同体規制の束縛下にあった農民はそれから解放されたが故に、今度は独力で貨幣経済に対処してゆかなければならなかった。この過程で、小農はみずからを小商品生産者として純化させてゆかねばならなかったのである。

3. 農民層分解

貨幣経済の浸透、農民の小商品生産者化は農民層分解を急激に進行させる。しかも19世紀に入ってからの「移動の自由」の創出やライン・ヴェストファーレン地方の産業革命の進行は農村人口を強力に吸収し、農村家内工業を営んでいた零細農を農業から離脱させることとなった。²¹⁾特に1850年から1870年の所謂「初期工業化」の時期は農村人口の自然増加分の半分がそれ以上が流出することになるのである。藤瀬氏の研究は1834年から1867年間の農村からの人口流出が著しかったことを示している。²²⁾生産財生産部門を基軸とした一大工業圏の確立が強力に農村人口を吸収したのである。しかもこの時期はのちに問題となるようなエルベ川以東から西部への労働力の大量移動はほとんどみられず、この工業圏の労働力は両州内から供給されていた。少なくとも60年代後半まではライン・ヴェストファーレンの工業都市における「労働者の80パーセントは二つの州の出身者であった」²³⁾のである。従ってプロイセンにおけるライン・ヴェストファーレンの特殊な位置は、この地方の農民層分解にドイツの他のどの地方よりも大きな影響を与えたと言えるだろう。

19) 川本、前掲書、398ページ。

20) 1850年、ライン右岸には封建貢租償却のための地代銀行 (Rentenbank) が設立された。

21) 1887年のヘッセン大公國の一報告は次のように言っている。「またかつて栄えていた手織が機械織機との競争に負け、他の工業の導入という努力が無駄となってしまっただけから(農村)家内工業も存在しないのである。(Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd 35, Leipzig, 1887, S. 71.)

22) 藤瀬、前掲書、第2部 第3章参照。

23) 藤瀬、前掲書、449ページ。

ところでドイツにおける農民層分解を論じる場合に問題となるのは「後進国」論である。すなわち、ドイツにおける産業革命は、特に重化学工業において最初から資本構成が非常に高度な資本によって生産が掌握されたために、工業部面での雇用をいちじるしく狭いものにし、その結果農民層分解も不徹底に進行せざるをえず、農村に農民経営を広範に残存させたというのである。イギリスと比較対照した場合には、ドイツは確かに過渡的な性格をもつ農民層を農村に滞留させることになった。しかしドイツ、特にプロイセンに対象を限定する時、西部は農民層の農業離脱、その分解においてもっとも前進的な様相を示しているのである。ここではプロイセン内において西部がどのような位置を占めていたのかという点が重視されねばならない。

次にライン州の農民層分解を数的に見てみよう。第1表は1849年から1858年における規模別所有地数の変化を示したものである。各階層とも絶対数は増加しているものの、この10年間で両極分解の傾向がはっきりとうかがわれる。(1849年から1852年の分解が激しいのは、1846年と1847年の大凶作の影響と思われる)。その場合、30～300モルゲン層を分解基軸として分解が進行している。30～300モルゲン層はライン州においては非常に広範な農民層を含んでいるため、ここからだけでは詳細を知ることはできない。だがこの農民層は自立的な農民経営層(所謂小農範疇に属する階層)を数多く抱括

第1表 1849～1858年における規模別所有地数の変化
(ライン州) 4 Morgen ≒ 1 ha

	1849年を100とする所有財産					計
	600Morgen 以上	600～ 300Mg	300～ 30Mg	30～ 5 Mg	5Morgen 未 満	
1849年	100	100	100	100	100	100
1852年	156	113	104	105	114	112
1855年	165	114	106	111	118	116
1858年	174	118	107	113	124	120

藤瀬浩司「近代ドイツ農業の形成」324ページより引用

24) 19世紀にはいってドイツでは急激な人口増加がみられた。1816年から75年までの60年間にドイツ全体では1.7倍、ライン州では2倍に増加した。(Statistisches Jahrbuch für Deutsche Reich, Siebenter Jahrgang, 1886, S. 1 u. Zwanzigster Jahrgang, 1899, S. 2 参照)。これが絶対数増加の要因であることは言うまでもない。

している。従って自立的な農民経営層を基軸にして両極分解が進行したと指摘して差し支えないであろう。5 モルゲン未満層は明らかに農村労働者であり、しかもこの階層の少なくない部分が、この頃から農業から離脱したものとと思われる。

第 2 表 ライン州における自小作別経営数と小作地面積比率 (1882年)

	数	%
農業経営総数	485,332	100.0
うち		
自己所有地のみ経営	219,601	45.2
一部分小作地経営	180,756	37.2
全面積小作地経営	84,975	17.5
	面積(ha)	%
全農地面積	1,348,462	100.0
小作地面積	315,704	23.4

農地面積＝耕地，菜園地，採草地，輪換放牧地，果樹園，ブドウ園面積

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Siebenter Jahrgang, 1886, S. 17より作製

近くにのぼっている。こうした小作制度はこの間一貫して保たれてきたのであるが、小作地比率は20ヘクタール以上層で若干高くなっているものの、階層の差異は見られない(第7表参照)。第2表における一部分小作地を持っている経営の大部分は自己所有地を主とし、付加的に若干の土地を借りている経営と考えられる²⁵⁾。近代的地主層としては地代取取を目的とした都市の商人と、土地所有者としてブルジョワ化していった貴族がおり、肥沃地に特にこのような地主層が多いということである。また農村において日雇い(Heuerling)等に小地片の土地を貸し付けている富農、さらには貸付金庫等の金融機関、ユダヤ商人等がいた。しかしこれらは金銭による貸借関係が主なものであり、東部ドイツや戦前のわが国におけるような半封建的規制は弱かったように思われる。

こうして貨幣経済の浸透、農民の小商品生産者化、そして産業革命の強力な進展は自立的な農民経営層を基軸にして、両極分解の方向に農民層分解を進行させて行くのである。

ところで、ライン州は他の州にくらべて小作地の比率が高い。第2表によると、何らかの形で小作地を経営する農民は1882年時点で半数以上を占め、小作地面積は四分の一

25) 渡辺寛「資本主義と農業」(大内力編著「農業経済論」170ページ)参照。

第3表 經營農地広狭別經營數 (1882年)

州	1 ha		1 ~ 2 ha		2 ~ 5 ha		5 ~ 10 ha		10 ~ 20 ha		20 ~ 100 ha		100 ha ~		合計 數
	數	%	數	%	數	%	數	%	數	%	數	%	數	%	
オスト・プロイセン州	81,539	43.3	19,824	10.5	26,146	13.9	15,881	8.4	15,523	8.3	26,067	13.9	3,199	1.7	188,179
ヴェスト・プロイセン州	66,909	49.9	14,358	10.7	15,491	11.6	10,864	8.1	10,458	7.8	13,506	10.1	2,440	1.8	134,026
ブランデンブルグ州	133,643	50.9	31,714	12.1	33,421	12.7	20,941	8.0	19,549	7.4	21,368	8.1	2,204	0.8	262,840
ボンメルン州	85,261	50.4	21,944	13.0	21,277	12.6	14,119	8.3	11,597	6.8	12,201	7.2	2,876	1.7	169,275
ポーゼン州	79,445	47.9	14,905	9.0	20,224	12.2	18,419	11.1	18,183	11.0	11,885	7.2	2,724	1.6	165,785
シュレーゼン州	133,034	36.3	55,992	15.3	85,197	23.2	45,520	12.4	26,220	7.2	17,773	4.9	2,880	0.8	366,616
ザクセン州	153,892	53.9	36,089	12.6	37,061	13.0	23,425	8.2	16,963	5.9	16,678	5.8	1,573	0.6	285,681
シュレヴィヒ・ホルスタイン州	65,286	47.6	11,130	8.1	16,475	12.0	11,141	8.1	10,650	7.8	21,350	15.6	1,101	0.8	137,133
ハノーヴァー州	141,705	43.1	53,342	16.2	60,404	18.4	28,110	8.6	22,545	6.9	22,010	6.7	623	0.2	328,739
ヴェストファーレン州	167,529	54.9	45,626	15.0	44,880	14.7	19,975	6.6	15,267	5.0	11,456	3.8	276	0.09	305,009
ヘッセン・ナッサウ州	84,058	42.2	32,834	16.5	44,709	22.4	21,792	10.9	11,200	5.6	4,489	2.3	287	0.1	199,369
ラインラント州	261,563	53.9	68,686	14.2	83,891	17.3	44,821	9.2	18,322	3.8	7,803	1.6	246	0.05	485,332
ホーエンツォーレルン	2,860	23.4	1,990	16.3	4,078	33.4	1,929	15.8	973	8.0	372	3.1	10	0.08	12,212
プロイセン計	1,456,724	47.9	408,434	13.4	493,254	16.2	276,937	9.1	197,450	6.5	186,958	6.2	20,439	0.7	3,040,196

農地=耕地, 菜園地, 採草地, 輪換放牧地, 果樹園, ブドウ園。

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Sechster Jahrgang, 1885, S.24, u. Zwanzigster Jahrgang, 1899, S.20, 21より作製。

第4表 階層別農地經營面積 (1882年) (ha)

州	1 ha		1 ~ 2 ha		2 ~ 5 ha		5 ~ 10 ha		10 ~ 20 ha		20 ~ 100 ha		100 ha ~		合計 面積
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	
オスト・プロイセン州	23,897	1.0	26,784	1.1	84,788	3.5	112,750	4.7	224,969	9.3	1,010,248	41.8	932,651	38.6	2,416,087
ヴェスト・プロイセン州	21,312	1.3	19,628	1.2	49,879	3.1	77,212	4.8	148,637	9.2	534,848	33.2	758,606	47.1	1,610,122
ブランデンブルグ州	43,894	2.0	44,952	2.0	110,013	4.9	151,108	6.8	283,282	12.7	791,177	35.4	812,528	36.3	2,236,954
ボンメルン州	26,158	1.3	29,390	1.5	69,525	3.5	100,705	5.1	166,476	8.4	454,307	22.9	1,141,729	57.4	1,988,290
ポーゼン州	27,608	1.4	20,952	1.0	67,483	3.3	133,872	6.5	257,081	12.6	407,085	19.9	1,133,909	55.4	2,047,990
シュレーゼン州	49,352	1.9	77,562	3.0	280,436	11.0	319,497	12.5	367,868	14.4	579,141	22.7	878,067	34.4	2,551,923
ザクセン州	55,875	3.3	49,784	2.9	121,887	7.1	167,790	9.8	244,384	14.2	614,217	35.8	462,569	26.9	1,716,506
シュレヴィヒ・ホルスタイン州	11,308	0.8	16,303	1.2	53,467	3.8	79,665	5.6	154,197	10.8	875,204	61.5	233,555	16.4	1,423,699
ハノーヴァー州	49,009	2.9	74,243	4.4	187,036	11.0	195,191	11.5	318,515	18.8	755,770	44.5	117,338	6.9	1,697,102
ヴェストファーレン州	44,027	4.3	62,895	6.1	139,000	13.5	139,488	13.5	213,603	20.7	382,356	37.1	49,134	4.8	1,030,503
ヘッセン・ナッサウ州	32,743	4.5	47,007	6.5	150,493	20.7	155,402	21.4	155,631	21.4	137,212	18.9	48,642	6.7	727,130
ラインラント州	73,602	5.5	98,875	7.3	279,580	20.7	323,737	24.0	258,160	19.1	278,595	20.7	35,913	2.7	1,348,462
ホーエンツォーレルン	1,136	1.9	2,960	5.0	13,613	23.2	14,045	23.9	14,286	24.3	11,234	19.1	1,490	2.5	58,764
プロイセン計	459,921	2.2	571,335	2.7	1,607,200	7.7	1,970,462	9.5	2,807,089	13.5	6,831,394	32.8	6,606,131	31.7	20,853,532

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Sechster Jahrgang, 1885, S.25 u. Zwanzigster Jahrgang, 1899, S.21より作製。

4. 小商品生産者としての小農の形成

先にも触れたように、1850年代から始まる石炭・鉄鋼業を中心としたライン・ヴェストファーレン両州の工業化は、工業都市人口を急激に増大させ、それともなって農産物市場の拡大をもたらした。この過程で恒常的な農産物供給者としての小農が両州から析出されざるをえなくなった。安定的な市場が創出されることにより、小農による農業生産が商品生産として純化・成熟してゆく条件が整備されたのである。

この点をライン州について、東部ドイツ農業と比較しながら数的に見てみよう。第3表と第4表は1882年の農地広狭別経営数と経営階層別農地面積を現わしたものである。

まず、エルベ川以東と西部の農業構造の違いは両表から一目瞭然である。すなわち東部の各州では、経営数でわずかに0.6~1.8パーセントの100ヘクタール以上層に30~50パーセント以上の農地が集中している。このユンカー層²⁶⁾に20~100ヘクタール経営の大農層を加えた農地面積は70~80パーセントにもぼっている。エルベ川以東の農業生産を担っていたのは明らかにユンカー経営と大農層であり、その商品化ももっぱら彼らによってなされていたと言えよう。

これに対して西部とくにライン州は性格を全く異にしている。経営数で30パーセントを占めている2~20ヘクタールの所謂小農範疇²⁷⁾に含まれる経営に60パーセント以上の農地が集中している。いま自分の家族の生活を維持してゆける経営面積を一応5ヘクタールとすると、2~5ヘクタール層は農業だけでは自立が困難だと言える。経営数で68パーセントを占める2ヘクタール以下層は農村（農業・工業）労働者である。また経営面積で全体の20パーセントを占めている20~100ヘクタール層は大農²⁸⁾と言える。従ってこの地方の農業生産を担っていた農民層は農地面積の五分の二を占めている5~20ヘクタール層と大農層と言えるであろう。

西部の農産物市場の急激な拡大にもなって、恒常的な農産物供給者とし

26) 100ヘクタール以上層は東部ではまずユンカー経営である。

27) 藤瀬氏は2~10ヘクタール層を小農経営としている。(藤瀬, 前掲書, 504ページ)

28) 大内力編著, 前掲書, 174ページによる。

ての役割を担うようになったのは、この期の農民層分解の過程から形成されてきた5～20ヘクタール経営の小農と大農層であった。特に5～20ヘクタール層は西部に独特な、しかし社会的には非常に重要な意味を持った農民層となった。

しかし、小農が小商品生産者として純化し、安定度を高めて行っても、彼らが小農である限り、生産物の商品化という行為については前期的商業資本に頼らざるをえない。彼らはいまだに流通過程に入り込んで行けないのである。従ってこの期に急速に小商品生産者として成熟していったライン州の小農（特に5～20ヘクタール層）も、農産物商品販売者としては自立化することができず、しばしば前期的商業資本の吸着や、収奪にさらされねばならなかったのである。ライン州農業中央会（Der landwirtschaftliche Zentralverein）は、19世紀末においてもなお前期的資本の弊害が数多く見られ、小農が没落の危機にあることを報告している²⁹⁾。

近代化にともなう貨幣経済の進行、小農の小商品生産者としての成熟にもかかわらず、前期的商人の流通過程への介在によって、ライン農民は慢性的な貨幣不足から抜け出すことはできなかった。ここに我々は小農支配のライン州がドイツ国内でいち早く、貸付組合を下から形成してゆかねばならなかった条件を見出すのである。

Ⅲ ライファイゼン貸付組合の発生

農村における貸付組合発生の直接的契機は前期的商人（特に高利貸）から農民を救い、農村からそれを排除することであった。そこでここでは、まず農村高利貸資本の実態を概観しよう。

1. 農村高利貸

高利貸資本は、産業資本が確立したのちでも、農業部に広汎な小商品生産者が残存している限り、近代的金融機関によって一掃されずに根強く残るのを常とする。小農民は資本主義的商品経済の進展とともに、貨幣への依存を深めてゆかざるをえなくなるのであるが、恒常的な利潤も確立しておらず、

29) Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 35, Leipzig, 1887, S. 197
～198参照。

労賃範疇すら未確立な小農生産は結局近代的な金融機関の貸付対象とはならず、常に前期的な金融機関に資金の供給を求めざるをえない。小農民が小商品生産者としていかに発展しようとも、「それが資本に転化しないかぎりには高利貸資本と関係をもたざるをえないし、またそれが没落する場合でも、賃労働者に転化しないかぎりには高利貸資本と関係を持たざるをえない³⁰⁾」のである。

さて、1887年の社会政策学会年報は「農村における高利貸」と題して、当時大きな社会問題となっていた農村高利貸の弊害に関してドイツ全域にわたる報告を掲載した。27 地方からの報告は農民層の動向や、高利貸の社会的性格など、今日社会科学的に問題とされるような点については触れておらず、しかもユダヤ人批判が基調となっている嫌いがあるが、農村高利貸の生々しい姿を伝えている点において貴重な文献である。

それによると、高利貸範疇には様々な形態が含まれるが、もっとも一般的なものは貨幣貸付業者 (Geld-od. Kreditwucher)、高利貸的行商人 (Warenwucher)、それに高利貸の家畜商 (Vieh wucher) である。ただ「貨幣貸付 (業者) は高利貸の本来の形態としては稀で、一般には商人による商品の販売、家畜商人による家畜の販売の結果として現われる³¹⁾」ということである。高利貸的行商人は日用雑貨品や人工肥料を農民に売る時現金を受けとらず、農民の生産物、すなわち穀物や畜産物で農民に支払わせることをその一般的な商法とした。しかも価格の決定はどちらの場合にも商人に委ねられていたため、農民は二重にも三重にも取奪されていた。その結果、農民の手許に残る現金が少ないだけでなく、彼らはしばしば大きな負債を背負ってゆくことになったのである。家畜商についてはここに家畜売買契約書の一例を紹介しよう。³²⁾

契 約 書

本日両者の間で契約がなされた。すなわち G 在住の A・L は L 在住の M・F に妊娠中の 195 マルクと評価されている雌牛を引き渡す。

30) 斉藤仁「資本主義の発展と高利貸資本」(「総研月報」No. 134, 23 ページ)

31) Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 35, Leipzig, 1887 S.

32) Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 35, Leipzig, 1887, S. 204.

M・Fは前払いとして61マルク50ペニヒを支払わねばならない。残りの133マルク50ペニヒについては半年ごとに44マルク50ペニヒとその5パーセントの利子を1年半以内に、つまり3度の割賦払いで支払わねばならない。最初に生まれた子牛はFが3回割賦を支払うまでは共同所有とする。Fがこの契約を厳守しなかった場合には、雌牛はLの所有となり、Lはいつでも牛を連れ戻すことができる。しかもFの支払った分については返済を必要としない。その場合牛が上記の価値に値しないような時にはFの責任が追求される。

両者朗読後、自筆署名。

於G. 1885年3月29日

こうした場合、農民の少なからざる部分は契約どおりに支払いをすませることができず、家畜を没収されるか、負債を負う形で商人達に隷属してゆくことになった。その結果は土地や家屋の差し押え、競売、そして無産農村労働者への転落である。

特に、ドイツでは近代的農法が普及した結果、食肉生産量が40年代から飛躍的に増大し、³³⁾ 農家経営に占める家畜の比重は大きなものであった。従って農民が家畜商等、前期の高利貸資本の手中に陥らないよう、家畜をはじめとする生産物資購入資金の提供を課題とする貸付組合の創出が待たれたのである。

2. 貸付組合の発生

ライフアイゼン貸付組合は、実質的なものとしては1862年のコブレンツ行政区の組合を嚆矢として、その後ライン州を中心に発展した。³⁴⁾ この貸付組合は無限連帯責任、無出資、対人信用貸付を運営原則とし、組合員の信用能力を詳細に調べられるようにできるだけ小さな範囲、すなわち一村落、一教区を組合設立の単位としていた。運用資金は最初は借入金でまかない、のちに

33) 渡辺寛、前掲書、162ページ参照。

34) これより先、1849年にフラマースフェルト村で「貧農救済組合」の設立がみられる。(F. W. Raiffeisen, „Die Darlehnskassen-Vereine“ 本位田祥男、田畑雄太郎訳、280ページ参照)

なって貯蓄業務も行なうようになった。そのため組合設立時には比較的裕福な住民が率先して参加し、彼らのリーダーシップで運営がなされた。その地域の住民であり、一定の条件を満たしていれば一応誰でも組合に加入できたが、資金の貸付については厳格な規制があり、返済能力の有無についての評価はもちろんのこと、貸し付けられる資金については生産物資の購入にあてられるべきことがきびしく定められ、監督されたということである。³⁵⁾

従ってその後の発展は順調に進み、1872年には11の参加組合のもとにノイヴィートにライン農業協同組合が設立された。ライン地方にはこの頃既に75の組合が存在し、³⁶⁾1880年代までは破産組合はひとつもなかったそうである。

ところで当時の公営の金融機関としては、市または郡 (Kreis) の貯蓄金庫等があった。しかしこれらはほとんど不動産抵当貸付のため、農民層のうちのごく限定された者しかその恩恵に浴していなかった。貸付組合はこのような金融機関とは無縁の農民層に貸し付けを行なうために設立されたのである。

ここで前節で示した貸付組合発生 の基盤となった小農層の性格を、限られた資料ではあるがもう少し詳しく見てみよう。そのためにまず西部における典型的な小農経営の実態を見ることにする。元来ドイツにおける小農経営の実態を紹介した文献は、ユンカー経営にくらべて極めて少ない。ここでは A・ブーヘンベルガーが紹介した実例でその実態を見たいと思う。³⁷⁾

その経営は4.73ヘクタールを経営するバーデン地方の小農である(第5表 a, b 参照)。バーデン地方はライン地方よりも経営規模が一般に小さく、集約化の進んだ地域である。この経営は夫婦と2人の娘(17才と13才)、それに家長という5人の家族労働力を基幹として、臨時に日雇を使用している。僕婢はいない。土地の内訳は耕地2.5、牧草地2.01、葡萄山0.08、森林0.05ヘクタールであるが、これに加えて共同地利用がある。そのうち耕地と牧草地に0.76ヘクタール(18パーセント)の借地がある。家畜は乳牛3頭、牡牛と仔牛各1頭、豚4頭、ガチョウ4羽、鶏5羽で、馬はいない。従って耕耘は

35) F. W. Raiffeisen, 前掲書, 各所参照。

36) ハウスホーフアーによるとドイツ帝国全体の農業協同組合数は1883年1,050, 1890年3,006, 1900年13,636となっている。しかしこれは各種組合の全体数と思われる。(Haushofer „Die Landwirtschaft im technischen Zeitalter“ S. 223.)

37) A. Büchenberger „Die Lage der bäuerlichen Bevölkerung in Grobherzogtum in Baden“.

第5表 (a) 小農の耕作物生産・販売・消費例 (1882年頃)

(ツェントナー)

	穀物	わら	乾草	バレイシ	カブ	タバコ	アブナ	葡萄
生産量	40.0	48.2	148.9	70.0	168.0	11.8	1.4	3.5
経営内家計消費 販売量	播種用	3.5		6.0			0.005	
	家畜用		48.2	148.9	20.0	168.0		
	家族消費	26.5		44.0			1.395	1.5
	合計	30.0	48.2	148.9	70.0	168.0	1.4	1.5
販売量	10.0					11.8		2.0

Adolf Buchenberger, „Die Lage der bäuerlichen Bevölkerung in Grophertzogtum in Baden;“ in: „Bäuerliche Zustände in Deutschland“ Bd.III. (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 24, Leipzig, 1883, S. 283-284)

第5表 (b) 小農の現金収支例

(マルク・ペニヒ)

		金額	合計	
現金 収入	耕作物	小麦 (Spelz) 75.00 タバコ 260.00 葡萄 36.00	371.00	
	畜産物	バター・ミルク 238.00 牛販売 177.00 豚販売 110.00		525.00
	総計	896.00		
	経 営 費	日雇賃金	85.00	156.80
		建物維持	18.80	
道具維持		43.00		
飼料購入		10.00		
租税		43.02		
保険地料		9.50		
共有地用益金	114.00	249.70		
総計	83.18			
純収益			489.50	
家計 費	衣服・靴	200.00	366.00	
	燃料・照明	58.00		
	医療・薬	40.00		
	肉購入	33.00		
	その他	35.00		
残額			123.50	

出典は、第5表(a)と同じ。

牛によって行なわれていたものと思われる。商品化している作物は生産量の四分の一の穀物、タバコ、葡萄、それに畜産物であるが、畜産物販売が非常に大きな意味を持っている。経営支出のなかでは地代(借地料、共有地用益金)と租税・保険料が高い比率を占めている。

この典型的な小農経営を参考にして、ライン州の小農について家畜保有と労働力構成をみよう。第6表によると馬は半数以上が5~20ヘクタール層にあり、1戸当り馬頭数から判断すると、馬耕が行なわれていたのは5~20ヘクタール層の上層以上とすることができる。この階層以上はかなり高位な畜耕能力を有しており、生産力も比較的

第 6 表 ライン州における経営規模別一戸当り家畜頭数 (1882年)

	馬		牛		豚	
	全頭数に 占める%	1 戸当り 頭 数	全頭数に 占める%	1 戸当り 頭 数	全頭数に 占める%	1 戸当り 頭 数
～ 2 ha	3.8	—	18.8	0.55	25.9	0.34
2 ～ 5 ha	14.3	0.25	26.8	3.1	24.4	1.26
5 ～ 20ha	53.5	1.3	38.5	5.9	37.3	2.6
20 ～100ha	26.1	5.0	13.6	16.9	11.7	6.5
100ha ～	2.4	14.6	1.3	51.2	0.8	14.1

注) 農業経営数は1882年のもの (出典は第 3 表と同じ)

家畜頭数は1883年のもの (Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Neunter Jahrgang, 1888, S. 25)

全頭数に占める%は藤瀬, 前掲書504, 505ページ, 以上より算出, 作製。

第 7 表 ライン州における農業経営構成 (1907年)

	土地所有形態別面積比			1 経 営 当 り 勞 働 力 (6月)					合 計
				常 時			臨 時		
	私 有	借 地	その他	家 族	僕 婢	労働者	家 族	労働者	
～ 0.5ha	77	21	3	0.3			0.4	0.1	0.9
0.5～ 2 ha	80	18	2	1.0			0.6	0.2	1.9
2 ～ 5 ha	84	15	2	2.1	0.1		0.6	0.2	3.0
5 ～ 10ha	83	16	1	2.8	0.3	0.1	0.5	0.4	4.0
10 ～ 20ha	82	18	1	3.2	1.0	0.2	0.4	0.7	5.4
20 ～ 50ha	72	28	1	3.1	2.7	0.7	0.3	1.3	8.0
50 ～100ha	56	44	0	2.3	5.4	2.6	0.2	4.0	14.6
100ha ～	60	40	0	1.8	8.3	6.3	0.3	12.6	31

藤瀬浩司, 前掲書504, 505ページより引用。

安定していたと言えるだろう。5ヘクタール以下層はもっぱら牛耕に依存していたものと思われる。牛保有については、数の上では2ヘクタール以上層が問題となるが、畜産物について安定的な生産力を有している階層はやはり5ヘクタール以上層ということになろう。牛耕が支配している5ヘクタール以下層は乳量の低下等が避けられないからである。

労働力構成については、手元に1907年6月の資料しかなく、直接その性格を論じることはできないが、一応参考程度に見ておこう。第7表によると、家族労働力2人以上、すなわち夫婦が経営にたずさわっているのはここでも2ヘクタール以上層である。僕婢は10ヘクタール以上層におり、5～10ヘ

タール層の上層では既に常時の雇傭労働力が見られる。臨時雇いも5~10ヘクタール層は5経営のうち2経営、10~20ヘクタール層は10経営のうち7経営が導入している。

限られたものであるが、こうした資料から判断すると、5~10ヘクタール層の上層以上は家畜保有もかなり多く、常時の雇傭労働力も存在し始めていると思われる農民層であり、既に述べた都市への恒常的な農産物供給者としての内実を備えているものと思われる。彼らの中には純粹な意味での小農範疇を越えたむしろ中農に近い農民層が含まれていると言えよう。20~100ヘクタール層は大農と言えるだろう。こうした経営は先にみた小農の事例にくらべてより多くの経営費を必要とする。しかし彼ら、とくに5~20ヘクタール層は公的金融機関の貸付対象とはならず、また常に前期的資本に吸着されている農民層であった。19世紀末においてもまだなお「農民の50~60パーセントが人工肥料を問題の小売商人からツケで購入しており、収穫のあと余剰収獲物、とくに燕麦の引き渡しによって支払って³⁸⁾いたのである。ここに彼らは貸付組合による貸し付けを必要としたのであろう。

3. 貸付組合の性格

小農金融はもともと緊急的、赤字補填的な性格を持つものである。それはドイツにおける小農についても例外ではないであろう。ただ貸付組合の運営原則としてきびしく取り決められた「貸付金の生産的使用」という条件を内的に満たしていたのが、ここで問題にした農民層だったのであろう。だがこの貸付組合は、産業資本形成期に急激に拡大した農産物市場へ農産物を供給する農民層の確保、その没落の阻止という社会的に重要な任務を担うべく発生し、発展したのである。しかしそれは農村住民のほんの一部(20~100ヘクタール層を含めても15パーセント弱)を対象としたにすぎない。この点についてカウッキーは次のように言っている。「しかしもっともよく組織された農業的貸付金庫も農民の一部分に利益をもたらすだけである。農業者はすべ

38) 西部小農地帯ではゴルツの言う機械の導入はまず見られない(T. V. Goltz „Geschichte der deutschen Landwirtschaft“)。経営費としては購入肥料(カリ、グアノ)、建物、道具、家畜の購入、飼料、労賃、そして小作地がある場合にはその地代等である。

39) Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 35, Leipzig, 1887, S. 198.

てが決して必要な貸付を得ることはできない。協同組合の大きな損害を避けようとするならば、非常に慎重に進まなければならない。信用を与えられる資格のない人、つまりこれをもっとも必要とする人は、あいかわらず村落高利貸の手中に陥る。⁴⁰⁾」

わが国の研究において、ライフアイゼン貸付組合の性格をユンカー・地主的だとする見解には伊東勇夫氏と渡辺基氏のそれがある。まず伊東氏はその点を次のように言っている。「ライフアイゼン系は農村における自営農民層、地主、ユンカーなどの土地所有者を基盤としていた。⁴¹⁾」「ライフアイゼン系組合はこのユンカーのヘゲモニーのもとに組織され、それを基盤としたために、ひじょうに保守的性格を強めた。……、またユンカー的秩序を農村において保持するために、かかる規定をもうけたともいえる。⁴²⁾」「このようにライフアイゼン系組合は、人的構成においても、ユンカー的色彩を濃厚にとどめるもので、その基盤をプロシヤ地主的土地所有におくものであった。⁴³⁾」(傍点引用者)。また渡辺氏も次のように言っている。「ライフアイゼンの救おうとしたのは、農村の小生産者であったが、それはユンカーに隷従する半封建的な小農であった。⁴⁴⁾」(同上)。

ユンカー階級が郡長など地方自治体の主要なポストに派遣された事実は、西部ドイツでも見られる。⁴⁵⁾しかしライン州をはじめとする西部ドイツの農村においてはユンカー経営はまず見られないし、それが農村の支配階級であったとは考えられない。「プロシヤ地主的土地所有」は問題とはならないのである。

そもそも日本におけるドイツ農業の研究は、同じ後進国としてのわが国のそれと比較される形で進められてきた。すなわち明治維新、地租改正を経たわが国の近代化が地主制を基盤とする天皇制のもとに資本主義への歩み始めたことと、「農民解放」を経たプロイセンが、ユンカー対その下での農村窮

40) Karl Kautsky, „Agrarfrage“, Stuttgart, 1899, S. 119.

41) 伊東勇夫「現代日本協同組合論」45ページ。

42) 伊東、前掲書、46ページ。

43) 伊東、前掲書、46ページ。

44) 渡辺基「協同組合の基礎理論と運動論」(東北大学「農業経済研究報告」第7号、9ページ)。

45) 村瀬興雄「ドイツ現代史」第1章、第2章参照。

貧層という半封建的な関係に再編成された中で、ユンカー主導の資本主義経済に突入していったことを比較検討することはまことに重要な意味を持っていたのである。従ってその点に注意を向ける限り、東部ドイツ農業が注目され、学問的関心をひきつけたのは当然のことだったのである。しかし西部ドイツの農村においては、東部ドイツ農村や地主小作関係というわが国農村におけるようなドラスティックな階級対立はそれほど大きな問題にはならなかったと考えるのが妥当であろう。ドイツ農業全体を問題にする限り、ユンカーは確かに真先に問題になるのであるが、それを西部農村にもあてはめることはやはり早計と言わねばならない。伊東氏も渡辺氏もこの点の配慮に欠けていたと思われるのである。

東部がユンカー対農村窮貧層という階級的枠組の中で小農の上向発展を抑えていたのに対し、ライン州を中心とする西部農村では小農の小商品生産者としての上向発展がみられるのである。それは西部農村の東部農村に対する封建時代からの前進性に他ならない。そしてそのような状況下での貸付組合の発生が問題となるのである。それはむしろ農民的性格が強かったと思われるのである。

IV ま と め

小農を組合員とする信用組合は、本来それ自身として発展することはむづかしく、往々にして外部からの援助を必要とする。戦前のわが国における産業組合の発展もそうであったと言えよう。ドイツにおけるライフアイゼン貸付組合も、少なくとも本稿で対象とした時点では、そのむしろ農民的性格のために、数的には緩慢にしか発展しなかったのである。ユンカー階級を存立基盤とするプロイセン政府にとって、西部の小農は保護の対象とはならず、1867年の組合法も現存する組合を法的に追認しただけで、積極的な意味を持ってはいなかった。小農保護とともに、協同組合保護が重要な課題となってくるのは帝国主義段階に入ってからのことである。

本稿は産業資本形成期におけるライフアイゼン貸付組合の経済基盤を探るための試論にすぎない。その性格を更に具体的に捉えるためには、ライン州内の地域別農業構造の把握、ドイツ全体への視野の拡大、加えて個別事例の

分析が必要なことは言うまでもない。ライフアイゼン貸付組合が小農の組織する信用組合の代表例としてあげられているにもかかわらず、その経済的性格が十分に吟味されずにただ小生産者の協同組合という一般論から抜け切らずにいるわが国協同組合研究にとって、その性格を緻密に研究することは非常に大きな意味をもっている。また他方で後進国農業論の下に、ドイツの信用組合をわが国のそれと安易に結びつける見解がある中で、その内容を問い直すためにも、各国の農業協同組合をそれぞれの小農の置かれている具体的な状況まで顧みて捉えることは、農業協同組合論の発展にとっても有益だと思うのである。

(統計資料は、本稿で対象とした時期に直接あてはまるものは得られなかったため、やむをえず1882年以降のものを使用した。)